

燃料・電気 法人セット割特約

本特約は、株式会社新出光（以下、「当社」といいます。）と電気需給契約（以下、「電気契約」といいます。）を締結し、かつ当社またはイデックスグループ各社（以下、併せて「当グループ」といいます。）との間で燃料の供給に関する契約（以下、「燃料契約」といいます。）を締結済みの法人のお客様に対し、セット割引（以下「本割引」という）を適用する際の条件を定めるものです。

第1条（目的） 本特約は、イデックスでんきおよび当グループの燃料油を購入されているお客様に対し、電気料金の割引を行うことを目的とします。

第2条（適用条件）

1. 本割引は、次のすべての条件を満たす法人のお客様に適用されます。
 - ① 当社とイデックスでんき（低圧電気サービス）の電気契約を締結していること。
 - ② 当グループが指定する給油カード（メンバーカード・フリートカード・コーポレートカード）を発行し、燃料油の利用があること。
 - ③ 電気契約と給油カードのご契約名義（法人名）が同一であること。
 - ④ 本割引の専用申込書または WEB サイトの専用申込フォームによりお申込みが完了していること。
2. 当グループは、当グループの裁量により、本割引の適用申込みを拒否する場合があります。当グループは、お客様から請求があった場合でも、当該申込みを拒否した理由を開示する義務を負いません。

第3条（割引内容） 当社は、前条の適用条件を満たしたお客様に対し、次の通り電気料金を割り引きます。

割引額：毎月の電気料金（基本料金および電力量料金の合計）から、契約容量 1kW（kVA 契約の場合は 1kVA、A（アンペア）契約の場合は 10A）あたり 100 円を差し引きます。

第4条（割引の開始時期）

1. 本割引は、専用申込書または WEB サイトの専用申込フォームからの申請内容を当社が確認し、登録手続きが完了した日以降、お申込み手続き完了月の翌々月の検針分の請求書（翌々月のご利用分）から適用を開始します。
2. 当社との電気契約がない法人のお客様が、イデックスでんきのお申込みと同時に本割引のお申込みをいただいた場合、前項の規定にかかわらず、電気の初回の請求書より割引を適用します。
3. 申請内容に不備（お客様番号の誤り、名義不一致等を含みますがこれらに限られません。）があった場合、お客様による当該不備の是正および当社による確認を経て、登録手続きが完了するものとします。これにより登録手続き完了日の属する月の翌々月の検針分の請求書から適用を開始するものとします。

第5条（登録情報の変更）

1. お客様は、本割引の専用申込書または WEB サイトの専用申込フォーム、または電気契約もしくは燃料契約において登録された情報に変更が生じた場合、速やかに当社に対し当該変更事項を通知する義務を負うものとします。
2. お客様が前項の変更手続きを怠ったことにより、本割引の適用除外その他の不利益を被った場合であっても、当社および当グループは一切の責任を負わないものとします。また、お客様が前項の通知を怠ったことにより、当社または当グループからの通知が不到達となった場合であっても、当該通知は通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第6条（割引の終了および自動解約） お客様が次の各項のいずれかに該当した場合、本割引は自動的に終了（解約）するものとします。

1. 第2条に定める適用条件を満たさなくなったとき。
2. 当社との電気契約、または燃料契約のいずれか一方、もしくは両方を解約（他社への切り替え、廃止等を含む）したとき。
3. 燃料契約において、3 ヶ月の間に一度も給油カードのご利用がないとき。なお、これにより本割引が終了したのち、再び本割引の適用を希望される場合は、あらためてお申込みの手続きを行っていただく必要があります。
4. 第7条に基づき、当社が本割引を終了したとき。

第7条（特約の変更および終了） 当社の都合により、本割引の内容を変更、または終了させていただく場合がございます。その場合は、実施の40日前までに当社 WEB サイトにてお知らせいたします。

第8条（約款の準用） 本特約に定めのない事項については、当社の「イデックスでんき約款」および各プランの「供給条件」「選択約款」、ならびに燃料供給に関する各種規約の定めを準用します。

附則 本特約は、2026年7月1日より実施します。